

軽自動車税 税額表

①原動機付自転車、トラクターなど

車種区分		税率
原動機付自転車	50cc以下または0.6kw以下	2,000円
	90cc以下または0.8kw以下	2,000円
	125cc以下または1kw以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクター等）	2,000円
	その他（フォークリフト等）	5,900円
専ら雪上を走行するもの（スノーモービル等）		3,000円



②軽四輪車など（三輪以上の軽自動車）

○軽四輪車などは、年式(初度検査年月)や燃料の種類(内燃機関の燃料)、燃費の良さ(燃費基準の達成状況)に応じて税額が変わります。

なお、初度検査年月や内燃機関の燃料、燃費基準の達成状況は、車検証に記載されています。

○グリーン化特例が受けられるのは、令和3年4月1日～令和5年3月31日までに新規検査を受け、以下に該当する新車だけです。

車種区分			税率（年）					
			グリーン化特例に該当しない車両			グリーン化特例に該当する車両		
			①旧税額	②新税率	③経年重課対象車	④75%軽減	⑤50%軽減	⑥25%軽減
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	適用なし	
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	適用なし	
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	適用なし	
三輪			3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円※	3,000円※

区分	説明
①旧税額	車検証の「初度検査年月」が平成27年3月以前の車（平成27年3月31日以前に新車新規登録済みの車）
②新税率	車検証の「初度検査年月」が平成27年4月以降の車（平成27年4月1日以降に新車新規登録済みの車）
③経年重課対象車	賦課期日(毎年4月1日)現在に、新車新規登録から13年を超える車 ただし、①動力源または内燃機関の燃料が「電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用」の軽自動車または、②被けん引車の場合は、①の税額が適用されます。
④75%軽減	電気軽自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車 (平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制10%低減)
⑤50%軽減※1	乗用:令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準90%達成車
⑥25%軽減※1	乗用:令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準70%達成車

※1 ⑤・⑥においては、いずれも ・平成17年排出ガス基準75%低減達成車 又は
・平成30年排出ガス基準50%低減達成車 に限ります。

※営業用自動車に限る